

平成 30 年 5 月

受験生各位

学習院大学法科大学院

平成 31 年度入学試験（既修者コース）における民法の出題について

平成 30 年度に実施する平成 31 年度の入学試験における民法の試験においては、「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」によって改正された民法（以下「改正民法」と言います）に基づいた出題を行います。この場合、改正民法の内容に関する細かな知識を問うのではなく、民法の基本的な考え方についての理解を問うものとします。

ただし、改正民法に基づく出題に対して、改正前の民法に基づいて解答することも認めます。また、改正前の民法に基づく解答について、採点において不利益な取扱いをすることはありません。

※ なお、入学試験に際して配布する六法には、改正民法と改正前民法の双方を収録する予定です。

以上